

## 7 その他参考となる事項

### 7.1 モニタリング

#### 7.1.1 地下水

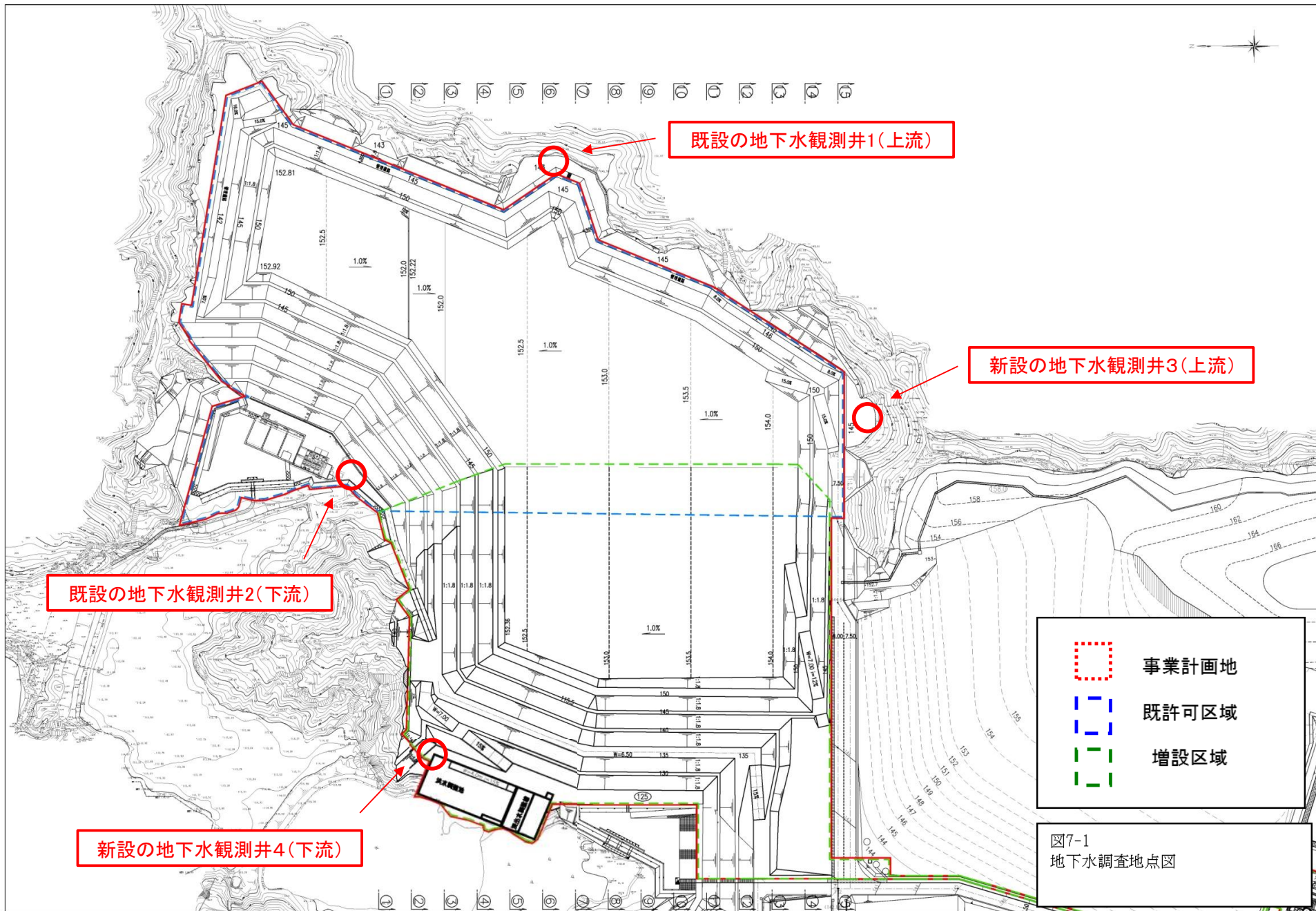
地下水のモニタリングは、埋立作業中において、図7-1に示す地点で、継続的に監視を行う。

地下水のモニタリング概要は、表7-1-1に示すとおりである。

表 7-1-1 地下水のモニタリング概要（健康項目及びダイオキシン類）

（単位：ダイオキシン類:pg-TEQ/L、その他:mg/L）

項目	地下水	環境基準値
監視項目	カドミウム	0.003 以下
	全シアン	検出されないこと。
	鉛	0.01 以下
	六価クロム	0.05 以下
	砒素	0.01 以下
	総水銀	0.0005 以下
	アルキル水銀	検出されないこと。
	P C B	検出されないこと。
	ジクロロメタン	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	塩化ビニルモノマー	0.002 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.003 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	チウラム	0.006 以下
	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	ベンゼン	0.01 以下
	セレン	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
	ふっ素	0.8 以下
	ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	
ダイオキシン類	1 以下	
監視頻度	1 回/年	
監視地点数	4 箇所 (地下水観測井(上流): 1 か所、地下水観測井(下流): 2 か所)	



### 7.1.2 放流水

放流水のモニタリングは、埋立作業中及び埋立完了後において、放流口で継続的に監視を行う。

放流水のモニタリング概要は、表7-1-2に示すとおりである。

表 7-1-2(1) 放流水のモニタリング概要 (項目①)

(単位 : mg/L)

項目	放流水	排水基準値	自主管理基準値
監視項目	BOD	60 以下	10 以下
	COD	90 以下	15 以下
	SS	60 以下	10 以下
	T-N	120 以下	10 以下
	T-P	16 以下	1 以下
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
監視頻度	1 回/月		
監視地点数	2 箇所 (放流口 : 図面集の図 3-3 参照) ( 平井第 5 工区及び平井第 8 工区最終処分場 ) ( 浸出水処理施設の放流口 : 各 1 箇所 )		

注) モニタリングの期間は、埋立完了後も知事による廃止が決定されるまで実施する

表 7-1-2(2) 放流水のモニタリング概要 (項目②)

(単位:ダイオキシン類:pg-TEQ/L、その他:mg/L)

項目	放流水	排水基準値
監視項目	シアン化合物	1mg/L 以下
	フェノール類含有量	5mg/L 以下
	銅含有量	3mg/L 以下
	亜鉛含有量	2mg/L 以下
	溶解性鉄含有量	10mg/L 以下
	溶解性マンガン含有量	10mg/L 以下
	クロム含有量	2mg/L 以下
	大腸菌群数	日間平均 3000 個/c m <sup>3</sup> 以下
	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
	水銀及びアルキル水銀その他水酸化物	0.005mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	50mg/L 以下
	アンモニア・アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200mg/L 以下
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱物油含有量)	5mg/L 以下
	ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下
	有機リン化合物	1mg/L 以下
	アルキル水銀化合物	不検出
	ポリ塩化ビフェニル PCB	0.003mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
	チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
監視頻度	埋立作業時: 1回/年	
監視地点数	2箇所(放流口) 〔 平井第5工区及び平井第8工区最終処分場 〕 浸出水処理施設の放流口: 各1箇所	

### 7.1.3 下流域の水質（新池下）

下流域の水質（新池下）は、埋立作業が定常となった時期において、図7-2に示す地点で調査を行う。

下流域の水質（新池下）調査概要は、表 7-1-3 に示すとおりである。

表 7-1-3 下流域の水質（新池下）の調査概要

項 目	新池下
監視項目	健康項目
監視頻度	埋立作業時：1回/年
監視地点数	1箇所（新池下の池中央付近）



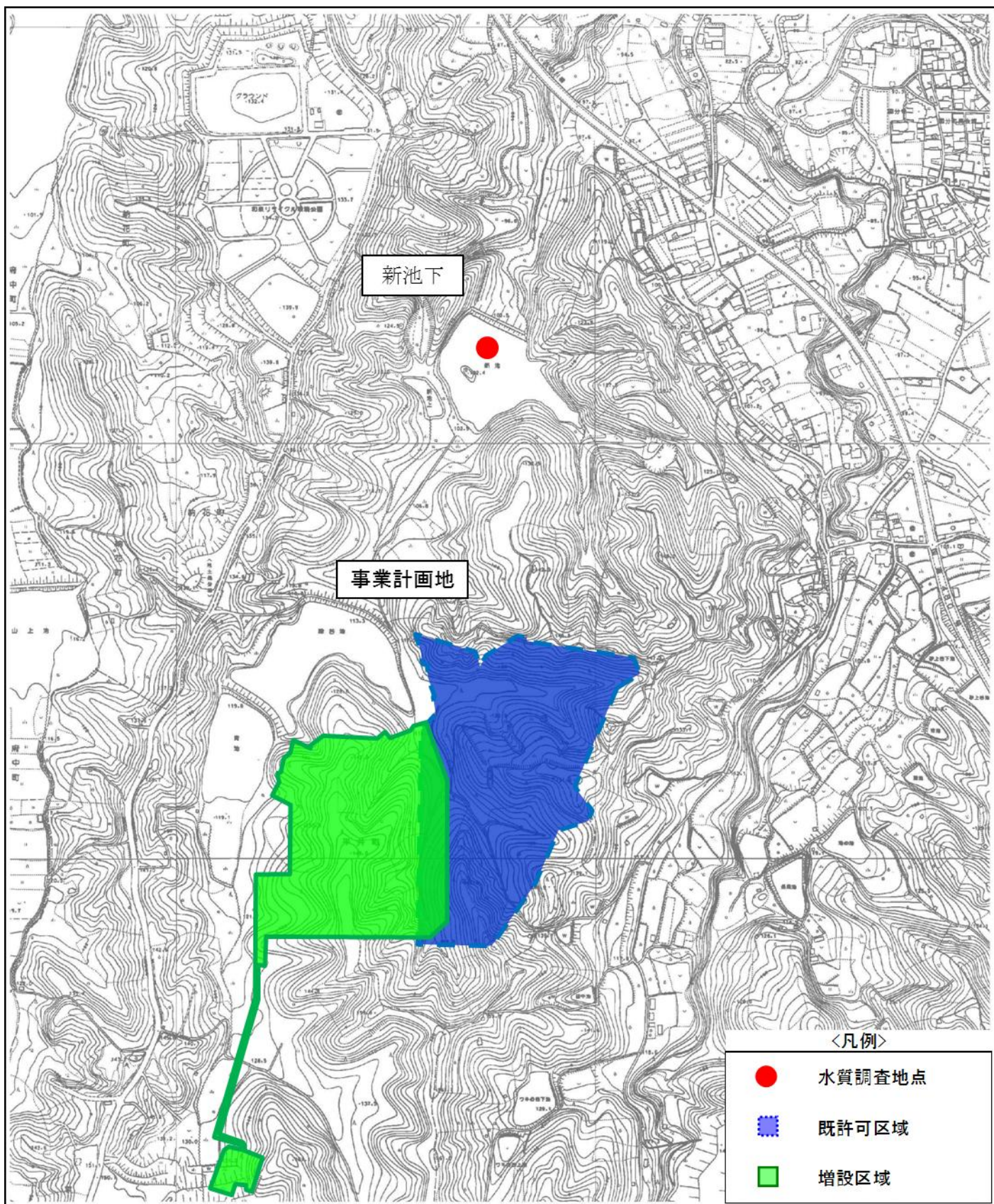


図 7-2 下流域の水質（新池下）調査地点

## 7.2 予測し得ない事故後の措置

当該事業においては、環境に及ぼす影響を予測評価し、「3.4.6 (2) 環境保全対策の概要 (p3-19) に示した適切対策を講じることとしているが、埋立作業中及び埋立完了後に、万一、予測し得ない事態が生じた場合は、直ちに原因を究明し、適切な対策を講じることとする。